

知財法務の勘所Q & A（第111回）

知財訴訟における秘密保護手続について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 山内 真之、膝館 朗人

はじめに

知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を総称しています。）や営業秘密に関する訴訟（以下総称して知的財産権関連訴訟といいます。）では、当事者が重要な営業上又は技術上の秘密等を準備書面や証拠を通じて裁判手続に顕出しなければならない場合があります。例えば、特許権侵害訴訟の被告は、自身の製品が特許権を侵害していないことを主張するために、当該製品に関する技術上の秘密を示す証拠を提出することがあります。また、損害の計算に関して被疑侵害製品の生産数や販売数等の営業上の秘密を示す証拠を提出することも考えられます。

この点について、特許法をはじめとする知的財産権に関する法律では、立証の容易化や真実発見の要請に資するため、民事訴訟法の定めに対する特則として、証拠収集手続が拡充されています¹。そのため、知的財産権関連訴訟においては、それ以外の通常の民事訴訟の場合に比して、重要な営業上又は技術上の秘密等を含む証拠等が提出される場合が拡大されているといえます。

しかし、憲法82条1項に定められた公開裁判の原則を踏まえて、口頭弁論は公開の法廷で行われ（憲法82条1項、民事訴訟法312条2項5号等参照）、訴訟記録は誰でも閲覧を請求できるとされています（民事訴訟法91条1項及び同法91条の2第1項）。そのため、裁判で提出した準備書面、証拠等に当事者の営業上又は技術上の秘密が含まれていた場合、訴訟記録の閲覧や傍聴を通じて、当事者以外の第三者がそれらにアクセスすることができてしまいます。

また、営業上又は技術上の秘密を裁判で明らかにしなければならない当事者にとっては、そもそもそのような秘密を訴訟の相手方（同業の競合先であることもあります。）に対して開示することに抵抗感を覚えることもあります。

そこで、民事訴訟法及び特許法等の知的財産権に関する法律では、知的財産権関連訴訟において当事者が保有し訴訟手続に顕出する秘密を保護するための手続等が設けられています。また、法律上定められた手続の他に実務上広く用いられている秘密を保護するための対策も存在します。

本稿ではそうした手続や対策の内容及び要件のポイントを解説します。

1 特許法105条では特許権等の侵害訴訟における侵害立証等のための書類提出命令が定められており、民事訴訟法が定める文書提出命令（民事訴訟法220条）の要件を充足しない場合であっても書類の提出が命じられる場合があります。